

# 広報カレンダー

2019.

# 4

日	月	火	水	木	金	土
24	1	2	3 カン類収集日	4	5 町立保育所入所式 10:00~	6
7 和歌山県議会議員 一般選挙投票日	8 中学校入学式 13:30~	9 ●消費者相談 駅前 13:00~ 町内小学校入学式 9:30~	10 ビン類収集日	11	12	13 戦没者追悼式 総セ 14:00~
14	15	16 ●消費者相談 駅前 13:00~	17 カン類収集日	18	19	20
21 湯浅町議会議員 一般選挙投票日	22	23 ●消費者相談 駅前 13:00~	24 ビン類収集日 ●行政相談 駅前 13:30~15:00	25 集団検診 栖原漁港 P14 参照	26	27
28	29	30	1 カン類収集日	2	3	4
5	6	7	8 ビン類収集日	9	駅前 駅前多目的広場 総セ 総合センター 田 田保育所 武 武者越保育所 向 向島保育所	

# 環境カレンダー

曜日	品目	出し方
月	ダンボール 	まとめてしばって出してください。
火	本牛乳パック 雑紙 	透明または半透明の袋に入れるかしばって出してください。
水	古着 	透明または半透明の袋に入れて出してください。
木	ペットボトル 	透明または半透明の袋に入れて出してください。
金	新聞 	透明または半透明の袋に入れるかしばって出してください。



今年に入り町内で立て続けに不法投棄が発生しています。不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨てる行為のことです。そのまま放置しておくことさらなる不法投棄を誘発するほか、水質や土壌の環境に悪影響を及ぼす要因にもなります。

### △ 罰則

不法投棄をおこなった場合には、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)、またはその両方の罰則が科せられます。

### 不法投棄をされないために

土地の所有者(または管理者)の方は不法投棄をされないよう適切な管理を心がける必要があります。不法投棄は犯罪ですが、投棄した者が見つからなければその土地の所有者(または管理者)の責任によって処分しなければならないので、日頃からごみを捨てられない環境づくりに努めましょう。



町のうごき(平成31年3月1日)(前月比)

人口……………12,048 (-12) 世帯……………5,446 (± 0)  
 男性……………5,653 (-4) 女性……………6,395 (-8)



地球環境保護のために、再生紙と植物油インクを使用しています。